

山梨県立北病院医療情報システム更新業務に伴う
ハードウェア調達に係る調達仕様書

平成31年1月
地方独立行政法人 山梨県立病院機構
山梨県立北病院

1 調達背景

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「北病院」という。）において、山梨県立北病院医療情報システムの更新を行うための機器を調達する。

なお、医療情報システム更新については、本調達には含まない。

2 調達物品等

調達物品等の概要は次のとおりである。

上記納入機器等の各仕様の詳細は、それぞれ別紙1から別紙3のとおりである。また、調達機器等の設定作業等に伴って必要となる物品（接続物品等）については、本仕様書の有無に関わらず、提供すること。マニュアルについては、機器等に付属されている場合を除き、同一のものは一冊のみ提供すること。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) ハードウェア（サーバ、パソコン、プリンタ等） | 一式 |
| (2) 付随するソフトウェア | 一式 |

3 調達物品等の納入期限及び搬入場所

(1) 納入期限

- | | |
|--------------------|-----------------|
| サーバ（サーバ付随ソフトウェア含む） | : 平成31年2月28日(木) |
| その他（パソコン・プリンタ等） | : 平成31年3月29日(金) |

(2) 搬入場所

北病院が指定した場所

※事前に北病院と十分に協議すること

4 業務内容

医療情報システムが正常稼働するサーバ及び端末等を搬入する。

(1) ハードウェア

別紙1のとおり。

※「別紙1」で指定する機器以外の機器を選定することも可能とするが、その場合は、指定機器と同等以上の性能を有し、機器設置に要するサイズが指定機器以下のものに限る。なお、選定機器については事前に北病院の了承を得ること。

また、医療情報システムの正常稼働を保証し、不具合が生じた場合は責任を持って対応すること。このときの対応費用は受託者が負担すること。

(2) 付随するソフトウェア

別紙2のとおり。

- (3) 搬入等
別紙3のとおり。

5 特記事項

- (1) 搬入等の作業は、北病院と協議をした上で行うこと。また、スケジュールについても同様であること。
- (2) 機器等の搬入後には、北病院が別途指定する以外の梱包材、搬入材等を速やかに撤去すること。
- (3) 納入機器については、各機器に管理番号用のラベルを貼り、電子カルテ関連の機器であることが分かるようにすること（黄色のラベルに管理番号をプリントする）。管理番号帯については病院と協議し、決めること。また、管理番号とともに、メーカーの製造番号（シリアル番号）とMACアドレスの一覧を電子データ並びに紙面で提供すること。データ提供が難しい機器については、北病院と協議すること。

6 その他

- (1) 調達物品等のうちハードウェア部分については、検収完了後から1年間、部品交換等を含めて無償保証とすること。また、将来の機能追加（メモリ等ハードウェアの増設、アプリケーションソフトウェアのインストール等）など、システムの拡張に対応できるものであること。
- (2) 納入者は、北病院とスケジュール等各種調整を行い、円滑に業務が実施できるよう業務を管理すること。また、進捗状況を北病院に定期的に報告すること。
- (3) 業務上疑義が生じた場合には、納入者及び北病院双方が誠意をもって協議し、対応すること。
- (4) 本仕様書に疑義がある場合には、北病院に質問し、その指示を受けること。なお、落札決定後の本仕様書の解釈は北病院によるものとする。